

**未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革
についての意見**

平成 29 年 5 月 31 日

地 方 財 政 審 議 会

未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革
についての意見

はじめに　～多様な地域社会の持続と発展～	1
第一　目指すべき地域の姿と地方財政の姿	2
1.　目指すべき地域の姿～住民の安心と安全の確保・賑わいの創出～	2
2.　目指すべき地方財政の姿	3
(1)　持続可能な地方税財政基盤の構築	3
(2)　地方財政の健全化	4
第二　地方税財政改革の方向	5
1.　地方一般財源総額の確保等	5
(1)　地方財政の現状	5
(長期間にわたる巨額の財源不足の継続)	
(国と地方の財政の違い)	
(地方財政の健全化のあり方)	
(2)　一般財源総額等の確保	7
(3)　地方財政計画の基本的役割等	7
(財源保障に係る国の責務と地方財政計画の役割等)	
(枠計上経費)	
(枠計上経費の決算比較等)	
(基金残高の増加)	
(4)　地方交付税	11
(地方交付税の役割等)	
(地方交付税の法定率の引上げ)	
(トップランナー方式)	
2.　社会保障制度改革	13
3.　地方財政の健全化に資する取組等	14
(1)　行政サービスの確保のための地方自治体の業務改革	14

(地方行政サービス改革の推進)	
(公営企業の経営改革)	
(2) 財政マネジメントの強化	17
(地方公会計の整備)	
(公共施設等の適正管理)	
4. 地方創生等への対応	18
(1) 自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進	18
(2) 地域経済の好循環・地域の自立促進	19
おわりに	19

資料

未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見

平成29年5月31日

地方財政審議会

当審議会は、未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに ～多様な地域社会の持続と発展～

平成28年10月1日現在、日本の総人口は1億2,693万人である。直近の将来推計によれば、今後、2053年に1億人を下回り、2065年には8,808万人になるという¹。

近年、出生率の上昇傾向が見られるものの、急激な人口減少と少子高齢化による人口構成の変化という傾向に変わりはない。地方自治法の施行と時を同じくして生まれた団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となる2025年も間近に迫っている。また、単身者世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が見られる。

地方自治法施行後70年、地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する責務を広く担い、時代に応じた役割を果たしてきた。

高齢者の増加や世帯構成等の変化は、社会的な支援を必要とする人の増加につながる。加えて、地域は、地理的・地形的要因や人口規模等が多様であることから、それぞれ様々な課題が生じることが見込まれる。

そうした中、高齢世代や現役世代にかかわらず、生活の困窮や出産・育児、仕事と家庭の両立、介護など、住民ひとりひとりが抱える不安や苦しみに家族や身近な人たちとともに、寄り添い、支える役割を果たすのは、

¹ 日本の総人口については、平成29年4月14日総務省発表『人口推計』、将来推計については平成29年4月10日国立社会保障・人口問題研究所発表『日本将来推計人口（平成29年推計）』に基づく。

住民に身近な存在である地方自治体に他ならない。

国と地方をあげて、経済再生と財政再建の両立を進める中で、人口減少・少子高齢化という構造的問題に正面から立ち向かうべく、「地方創生²」や「一億総活躍社会³」の実現に向けた施策が力強く進められている。その実現のためには、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の役割が不可欠であり、地方自治体が安定した行財政運営を行える基盤を構築しなければならない。そのことを通じて、地方自治体が住民の安心と安全を確保し、地域を担う個人や団体と連携・協働することで生み出される、多様な地域社会を今後も維持・発展させ、未来の世代へと引き継いでいく道筋をつけることができるのである。

近く、政府はいわゆる骨太の方針において、経済財政運営と改革の基本方針を示すことにしている。国の財政と並ぶ車の両輪として重要な役割を担う地方財政についても、その主要な項目として議論が行われている。

このような状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政の姿を掲げた上で、未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1 目指すべき地域の姿 ～住民の安心と安全の確保・賑わいの創出～

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして、満足度を高めて幸せをもたらす。それが目指すべき地域の姿である。

総合的な行政を担う地方自治体が、安定的に行政サービスを提供する

² 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することとされている。

³ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づき、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととされている。

中で、地域を担う個人や団体をつなぎ、助け合いと絆で地域を守る。住み慣れた地域で安心して生活を営み、賑わいがあふれる地域は、誰もが能力を発揮しながら活躍できる社会に欠かせない。

現在、地方自治体を中心となり、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築の取組が進んでいる。さらには、高齢者の生活支援や買い物等の日常サービスの確保など、様々な地域課題を住民主体で解決する地域運営組織の設立も広がっている。

東京圏が継続して転入超過の状況にあり、東京一極集中の傾向が進んでいる中であって、地方自治体と地方大学が連携しつつ学生の地元定着を図る取組も進んでいる。

急激な人口減少と少子高齢化が進み、地域社会に様々な課題が生じる中で、今後とも、こうした地域ごとの連携・協働の輪をいくつも積み重ね、地域に生きる人々の力で困難に立ち向かい、自らの責任と判断で未来を切り拓いていくことが重要である。

充足すべきニーズを的確に捉え、限られた資源を有効に活用するためには、地方自治体が積極的に地域の課題やその行財政運営の状況を住民や団体と共有し、ともに公共サービスのあり方を議論していくことが求められる。また、そのことは、サービスそのものを住民等が担っていくことにもつながるものである。

さらに、近年、様々な自然災害が多発、大規模化しており、安全・安心への住民の関心は極めて高い。地域ごとの災害リスクを踏まえ、万全の備えを行い、もしもの時に住民の生命と安全を守る態勢を整えることが求められる。

2. 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

これまで述べてきた地域の姿を実現するためには、子育て、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理、社会資本整備など、住民生活に身近

な幅広い分野において地方自治体が担っている行政サービス（資料1）を、今後も安定的に提供することが必要である。その上で、それぞれの地域の実情に応じて、人口減少・少子高齢化から生じる様々な課題を克服する取組を進めることが求められる。地域の実情に基づく行政サービスを安定的に提供し、国に依存せずに主体的に地域課題を克服する事業を進めるためには、地方自治体に安定的な税財源を確保することが必要であり、持続可能な、しっかりした税財政基盤の構築が不可欠である。

このため、必要な地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。その際には、地方分権を進めるためにも、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

なお、偏在性の小さい地方税体系を構築しても、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

また、高齢化に伴う社会保障関係費の増加は、地方財政の大きな課題である。今後とも増加が見込まれており、社会保障制度の持続可能性の確保が求められる。平成31年10月の消費税率（国・地方）引き上げを含め、安定財源を確保しつつ、社会保障制度改革をしっかりと進めていくべきである。

（2）地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。その結果、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で推移している（資料2）。

本来あるべき地方財政の姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして、満足度を高めて幸せ

をもたらすことのできる地域でなければならない。

そのためには、特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高の計画的な引下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

歳入面においては、地域経済の活性化や雇用の創出等により、地方税収等の増加を図ることが求められる。また、歳出面においては、必要な行政サービスの重点化・効率化を図るとともに、将来負担の低減等に向けて取り組むことが重要である。例えば、地域の実情を踏まえながら、医療費・介護費の増加抑制に資する健康づくりや予防の取組が求められる。また、今後見込まれる公共施設等の維持管理・更新等の増加と、人口減少等による住民のニーズの変化を見据えて、施設の集約化・複合化や老朽化対策等の取組が必要である。

第二 地方税財政改革の方向

1 地方一般財源総額の確保等

(1) 地方財政の現状

(長期間にわたる巨額の財源不足の継続)

過去 10 年間の歳出の推移を見ると、国の歳出は、社会保障関係費の増により全体として増加している。一方、地方財政計画における地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収しており、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいである（資料 3）。

地方は、住民に身近な存在として、住民の選択に基づき、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた。しかし、バブル崩壊後の税収の落ち込みや、景気対策・減税等の国の施策への対応、社会保障関係費の増加等を背景として、平成 8 年度以降継続して巨額の財源不足が生じてきた。平成 29 年度の地方財政においても、7.0 兆円もの巨額の財源不足が生じて

いる（資料4）。

その結果、地方の借入金残高については、投資的経費の縮減により建設地方債の残高が減少しているものの、巨額の財源不足が継続していることから臨時財政対策債の残高が増加しており、全体として約 200 兆円規模で推移している。

（国と地方の財政の違い）

地方財政の状況について、国と比較した場合に、基礎的財政収支のみならず財政収支も足元では黒字となっている、国の長期債務残高が増加している中で地方は横ばいとなっているとの見解がある。

この点に関して言えば、そもそも、地方は、小さな町村を含め 1,788 のそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、個々の地方自治体において、住民の選択に基づき、地域の実情に応じた行財政運営がなされている。したがって、地方は国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。また、金融・経済政策・税制等の権限の差異からも、国と地方自治体の財政状況を単純に比較することは不適當である。

地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、収支均衡を図るためには歳出を削減せざるを得ず、前述のとおり懸命な歳出抑制努力が行われてきた。その結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているに過ぎない⁴。地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適當でない。

（地方財政の健全化のあり方）

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、子育て、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理、社会資本整備など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を通じて提供している。多くの行政分野で国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に事務の執行を義務付

⁴ GDP との対比でみると、諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さく、諸外国と比較してわが国では、地方が多額の債務残高を抱えている状況にある。

けているからである。したがって、地方歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である（資料5）。

こうした中で、財政収支及び債務残高における国と地方の財政状況の比較を基に、地方交付税を含む国から地方への財源移転（中間支出）のあり方を見直すべきとの議論がある。しかし、法令や制度等の見直しといった歳出改革を伴わずに行われるものであれば、国の負担を地方に押しつけるものに過ぎない。国から地方への財源移転の見直しは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えるものではない（資料6）ことを踏まえれば、地方財政の健全化を行うには、まず国の法令や制度等の徹底した見直しによる歳出改革を積極的に行うことが必要である。

（2）一般財源総額等の確保

地方自治体が、行政サービスを安定的に提供し、人口減少とその構成の変化に対してその役割を果たしていくためには、国の取組と基調を合わせながら、歳出全体の重点化・効率化を図りつつも、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要がある。

特に、近年の様々な自然災害の多発、大規模化の状況を踏まえ、防災対策のための事業費や、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

（3）地方財政計画の基本的役割等

（財源保障に係る国の責務と地方財政計画の役割等）

法令によって義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障することは国の責務である。

その責務を果たす具体的な仕組みとして、地方財政計画において、標準

的な水準における地方財政の歳入・歳出の状況⁵を把握することを通じ、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（資料7）。

そのため、地方財政計画においては、客観的に推測される標準的な水準における地方自治体の歳入歳出総額を適切に見込むことが必要である。現実の財政運営の実態である決算の状況を地方財政計画に反映させることは重要であるが、計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

また、地方財政計画は、地方自治体の標準的な行政サービスを保障するために作成する歳入歳出総額の見込額に関するものであるとの性質上、地方自治体の現実の財政運営とは異なるものであり、決算額に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。地方財政計画に計上された歳入歳出項目について、決算を踏まえて精算を行うべきとの議論がある⁶が、地方財政は、国の財政のように単一の財政ではなく、規模、内容ともに異なる1,788の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件が異なることから、財源の年度間の調整は、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

（枠計上経費）

地方財政計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として一般行政経費（単独）やまち・ひと・しごと創生事業費、歳出特別枠が計上されている。

一般行政経費（単独）は、警察・消防や小中学校の運営をはじめとする国が法令でその実施を義務付けている事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の確保に貢献するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。また、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠

⁵ 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。

・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

⁶ 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年5月25日財政制度等審議会）35ページ

は、その時々における政府の重要政策や社会経済情勢等を踏まえ、各地方自治体が地域の課題に積極的に取り組むことができるよう、必要な歳出として計上されている。

これらの経費は、それぞれの地方自治体が住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業を選択するものとして、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、枠として計上されている。

（枠計上経費の決算比較等）

それぞれの地方自治体が事業を実施するに当たっては、住民や議会等に対してしっかりと説明責任を果たすとともに、その実績や効果についても十分な検証が行われることが望ましい。国は、一般行政経費（単独）等の枠計上された経費に相当する単独事業の決算状況を公表⁷しているところであるが、今後も、その内容を充実させていくことが望まれる。

しかしながら、枠計上された経費について、地方財政の自主性・自立性や地方分権の観点に照らせば、経費の細目ごとに計画と決算の差異をチェックするような形で国が地方歳出の具体的内容に関与するべきものではないことは明らかである。また、国が一義的に効果や効率性を判断することは、地方分権、地方創生の趣旨にも反するものである。

地方交付税は用途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費ではなく、これらの枠計上経費を含めた一般行政経費を全体として、計画と決算の比較も踏まえ、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

また、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠は、地方交付税の算定上、社会福祉費、商工行政費などの特定の経費の種類に応じた項目に加えて、人口減少等の対策に要する経費等として分野横断的に算定⁸されている。一方、各地方自治体の決算では、それぞれの選択により、個々具体

⁷ 平成 25 年度決算より、人件費や投資的経費等を除いた一般行政経費（単独）等に相当する各都道府県・市区町村の地方単独事業に係る歳出額を、民生費・商工費などの目的別で総務省ホームページにおいて公表している。

⁸ 例えば、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保された財源は、地方交付税の算定において、地域活性化等の経費を含む通常の算定項目に加えて、職員数削減率等の行革努力分の指標及び製造品出荷額等の地域活性化分の指標により「地域の元気創造事業費」として、また、人口増減率等の指標により「人口減少等特別対策事業費」として算定されている。

的な事業が推進された結果、民生費、商工費等の具体的な項目として決算の内訳が示されている。そのため、まち・ひと・しごと創生事業費や歳出特別枠などの部分を取り出して、それぞれの地方交付税の算定と決算を比較することは、技術的にも困難である。

（基金残高の増加）

近年、財政調整基金をはじめとする基金残高が増加していることから、各地方自治体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきだとの議論⁹がある。

地方自治体の基金は、年度間の財政調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。また、基金の積立に当たっては、基金設置に係る条例の制定¹⁰や、毎年度の議会における予算・決算の審議¹¹を経ることにより、各地方自治体において説明責任が果たされた上で、それぞれの判断で行われるものである。

各地方自治体では、長期的視野を持って財政運営を行う中で¹²、今後の人口減少等による税収見込み、社会保障や公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加、災害等の予期せぬ事態への備えなど、様々な地域の実情を踏まえて、また歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断において、基金の積立が行われている。したがって、基金残高の増減の状況は地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として、尊重されるべきである。

⁹ 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年5月25日財政制度等審議会）33ページ

¹⁰ 地方自治法第241条第1項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」

¹¹ 地方自治法施行令第147条第1項「歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。」 地方自治法第233条第5項「普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」 同法施行令第166条第2項「地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。」 同法施行規則第16条の2 「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。」

¹² 地方自治法第4条の2「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」

一方で、基金も含めた地方財政の状況は常に的確に把握され、明らかにされることが必要である¹³。基金残高の増加要因の分析に当たっても、まずはその前提として、基金残高の増加の背景にある各地方自治体の個別具体的な状況が、しっかりと確認されることが必要である。また各地方自治体においては、それぞれの基金の設置目的に照らして、積立ての必要性や規模等について、議会・住民等に対し、一層、丁寧に説明していくことが適当である。

いずれにせよ、地方全体として基金の残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮するような議論は不適當である。

（４）地方交付税

（地方交付税の役割等）

我が国の地方交付税制度は、国内のどのような地域においても、標準的な地方税収と地方交付税によって、標準的な行政サービスを確保することができるようにするため、必要な財源を保障する仕組みである（資料8）。同制度は、標準的な税収入をもっては標準的な行政サービスを賄うことができない地方自治体に地方交付税を交付することによって、財源保障を行う機能（財源保障機能）を有している。同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する機能（財源調整機能）を一体的に果たす仕組みでもある。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中で、地方の財源によって、国民生活を支える基本的な行政サービスの多くを地方自治体が提供する仕組みが採られていることに鑑みれば、我が国の行政の基盤をなす制度として、極めて重要な役割を果たすものである。

¹³ 地方交付税法第3条第1項「総務大臣は、常に地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目的として交付しなければならない。」

地方財政法第3条第2項「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」

同法第30条の2第1項「内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。」

（地方交付税の法定率の引上げ）

地方交付税が、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。

近年、地方財政は巨額の財源不足が生じている。しかしながら、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げではなく、国及び地方の借入金等により対処されてきた（資料9）。

地方の借入金残高が約200兆円規模で推移していることは既に述べたとおりである。地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

（トップランナー方式）

地方交付税の財源保障機能の適切な発揮を前提としつつ、地方が工夫可能な歳出については、クラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗に合わせて、業務改革を実施している地方自治体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）が進められている¹⁴。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、業務改革の取組の推進があり、その上で、地方交付税法の趣旨に沿って対応すべきである。

一方、トップランナー方式の対象となっている業務の基準財政需要額に占める割合が僅かであり、検討対象を23業務から更に拡大すべきとの議論¹⁵がある。しかし、基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準にする等の地方交付税法の規定を踏まえてトップランナー方式になじまないと考えられる経費（教育・警察や社会保障など法令等で国が基準を定めている経費、産業振興・地域振興等の経費、公債

¹⁴ 経済・財政再生計画改革工程表2016改訂版（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、そのうち、平成28年度は16業務について、平成29年度は青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務の2業務について導入。今後、2016年度地方行政サービス改革に係る調査結果等を踏まえ、2018年度対象業務について方針を検討することとされている。

¹⁵ 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年5月25日財政制度等審議会）35,36ページ

費等)が多くを占めており、基準財政需要額に占める割合に着目することは合理性を欠き適切ではない。現在、検討対象とされている 23 業務は、定型的業務、庶務業務、公の施設の管理など幅広く地方自治体に業務改革が要請され取組状況が把握できるもの¹⁶のうち、単位費用¹⁷に計上されている全ての業務を対象としており、検討範囲として適切である。

今後、国は、23 業務のうち、引き続き検討するとしている窓口業務について、業務改革の進捗状況等を踏まえ導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、他団体と比較可能な形での「見える化」等地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力し、丁寧にフォローアップを行っていくことが重要である。

また、トップランナー方式による歳出効率化の成果については、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元することが重要である。

業務改革の努力をして行政コストを下げれば、その分地方財源が減少するということになれば、むしろ業務改革へのインセンティブは阻害されることは、当審議会が繰り返し指摘してきたとおりである。

2. 社会保障制度改革

社会保障は歳出改革の重点分野であり、現在、医療・介護提供体制の適正化等の改革が進められている。特に、平成 30 年度は、医療・介護に係る計画¹⁸の次期計画期間の開始年度であるほか、国民健康保険制度において都道府県が財政運営の責任主体となる新制度が施行されるなど、節目の年となる。

子育て、医療、介護等の社会保障サービスの多くは住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。

¹⁶ 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日総務大臣通知）により地方団体に要請されている主要な業務改革は、総務省の調査により、他団体の参考となるよう取組状況が比較可能な形で公表されている。

¹⁷ 単位費用とは、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準として算定した各測定単位の単位当たりの費用であり、基準財政需要額は、地方行政の種類ごとに補正後の測定単位を単位費用に乗じて得た額を合算して算定する。

¹⁸ 第 7 次医療計画（地域医療構想を含む）及び第 3 期都道府県医療費適正化計画（平成 30 年度～35 年度）並びに第 7 期市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画（平成 30 年度～平成 32 年度）

このため、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。医療・介護提供体制及び医療費・介護費に係る都道府県のガバナンス強化及びインセンティブ措置の拡充等の議論があるが、効率化のみならず、必要な医療・介護サービスを住民に提供するという観点も重要である。このため、社会保障の担い手である地方自治体の意見も十分に踏まえながら、改革を推進すべきである。また、国民健康保険制度については、新制度の施行に向け、地方自治体において、準備が本格化しているところである。新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用の詳細について、引き続き、地方と十分に協議を行う必要がある。

このほか、待機児童の解消については、政府において、平成 25 年度に待機児童解消加速化プランを打ち出し、取組が進められているが、新たなプランを決定することとされている。地方が着実に新たなプランに基づく取組を進められるよう、地方負担分も含めた安定財源を確保することが必要である。

3. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 行政サービスの確保のための地方自治体の業務改革

地方自治体には、厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や少子高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している。住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進を行い、今後とも、地域の課題を克服し、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制を確保することが不可欠である。

(地方行政サービス改革の推進)

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方

自治体においては積極的な業務改革の推進に努めることが必要である¹⁹。

業務改革の取組状況について、国は「見える化」及び比較可能な形での公表を行いつつ、地方自治体が業務改革を推進するに当たっての課題や対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じた行政効率及びBPR²⁰による業務改革の効果把握の状況を「見える化」する観点から、各地方自治体の窓口業務改革及び庶務業務の集約化の効果について、歳出削減効果とともに、来庁者の待ち時間削減や住民満足度の向上などサービス面の効果を含めて把握・公表していくことが考えられる。

また、定型的業務にとどまらず、様々な行政サービスについて、地域を支える個人や団体との協働が進められているほか、企業やNPOなどの連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組も行われている。さらに、地方自治体が広域連携や事務の共同処理を行い、一体として行政サービスを提供することにより、圏域として人口流出を食い止める等の施策が広がっている。今後とも、こうした連携・協働が積極的に展開されることが期待される。

（公営企業の経営改革）

上下水道事業や病院事業をはじめとする地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少等により一層厳しさを増す中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、経営環境の変化に応じ、自ら事業の意義等を検証し、事業廃止、民営化、広域化等²¹及び民間活用といった抜本的な改革の検討²²と、経営戦略及び新公立病院改革プランの早期策定・公表・実

¹⁹ 定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手続コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、PPP /PFI の推進など

²⁰ 「Business Process Re-engineering」の略

²¹ 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化、病院事業における再編・ネットワーク化等をいう。

²² 平成 29 年 3 月 22 日、公営企業の経営のあり方に関する研究会（座長：鈴木豊青山学院大学名誉教授）が報告書を取りまとめ、各公営企業における抜本的な改革について、具体的な考え方や留意点等が示された。

行を、一体として推進することが重要である。

その推進に当たっては、投資水準の見直しや必要な財源確保、効率化・経営健全化の取組方針を明らかにし、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることが重要である。また、各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるために、国は、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべきである。

上下水道事業の抜本的な改革の検討に当たっては、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化等や PPP/PFI を含む更なる民間活用を推進すべきである。広域化等については、最も効果が期待できる事業統合を視野に入れ、施設の共同化や管理の共同化なども含め多様な形態の中から、都道府県の積極的な参画も得つつ地域の実情に応じた検討が行われるよう、国は必要な支援を行うことが適当である。病院事業の抜本的な改革の検討に当たっては、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、地域医療構想を踏まえ、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

公営企業の広域化等について、KPI（数値目標）を掲げて3年程度の間に加勢すべきとの議論がある。しかしながら、広域化等の実現に当たり、先進事例においても相当の時間を要しているのが実態である²³。これは、地域の実情に応じた適切な対応のために、的確な分析に基づく関係地方自治体や議会・住民との議論・調整のプロセスが必須だからである。このようなことを踏まえると、国は、短期間の目標を設定して広域化等を強いるのではなく、全国的に構築された道府県ごとの検討の場などにおける主体的な検討が円滑に進むよう、先進的な取組の紹介など必要な助言や支援を積極的に行うべきである。

また、不採算地区以外の病院については、一般会計からの繰出金への依存を減らすべきとの議論がある。民間病院による医療提供が困難なへき地等の不採算地区以外の公立病院においても、その経営に伴う収入のみ

²³ 岩手中部広域水道企業団においては、用水供給を行う同企業団と末端給水を行う2市1町が垂直統合について平成14年から検討を開始し、平成26年度から統合しての事業経営を開始。

をもってその経費をまかなうことが困難な救急、周産期、小児医療等の不採算・特殊部門等について、住民生活に不可欠なサービスを確保するためには、一般会計からの繰出しが必要である。

(2) 財政マネジメントの強化

(地方公会計の整備)

地方自治体の財政状況について、財政の効率化・適正化を図る²⁴ため、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示を進めていくことが重要である。

平成 29 年度は、地方自治体における統一的な基準による財務書類等の整備に係る要請期間の最終年度である。国は、財務書類等が確実に整備されるよう、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減措置を引き続き講じるとともに、先進団体の事例の収集、普及を行うなど、財務書類等が予算編成等に積極的に活用されるよう支援を行うべきである。

(公共施設等の適正管理)

これから大量に更新時期を迎えることが見込まれる公共施設等の管理については、住民サービスの安定的な提供や災害発生時の安全確保等のための対策を、厳しい財政状況や人口減少社会における住民のニーズの変化等を踏まえつつ、計画的に実施していく必要がある。

各地方自治体は、これまで、公共施設等総合管理計画の策定を行ってきた。今後は、更に各施設の対策方針を定めた個別施設計画の策定を、できる限り早期に進めていくことが必要である。国は、地方自治体における個別施設計画の策定が円滑に進むよう、それぞれの所管施設について計画策定上の留意点を示すなど、必要な支援を行うべきである。また、各地方自治体においては、個別施設計画に基づく施設の集約化・複合化や老朽化対策等について、平成 29 年度に創設された公共施設等適正管理推進事業

²⁴ 地方自治体の財政状況について、現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報、ストック情報を、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備することにより、より一層の「見える化」が可能となる。

債も活用しながら、積極的に取り組んでいくべきである。

4. 地方創生等への対応

(1) 自主性・主体性を発揮したまち・ひと・しごと創生の推進

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つである。

人口減少等により生じる課題やそのための対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であることから、地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して、地域の実情に応じて取り組むべきものである。現在、「地方版総合戦略²⁵」に基づき、それぞれの地方自治体での取組が本格化しているが、昨年5月の当審議会意見でも述べたとおり、住民の参加のもとで地域の将来が議論されるとともに、解決すべき課題や具体的な対策を共有し、地域の全ての構成員が将来像の実現に取り組む姿は、地方自治そのものである。

地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするため、平成27年度より「まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画の歳出に計上されたところであるが、人口減少の克服のような構造的な課題の解決には長期間を要する。全国各地で「地方版総合戦略」に基づく施策が展開される中、域外からの移住者が増加する地方自治体があるなど、着実にその成果が現れつつある。地方自治体に取り組んでいる地方創生の取組が途切れることのないよう、平成30年度以降も財源を確保し、息長く支援すべきである。

²⁵ 「地方版総合戦略」とは、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づき都道府県が策定する都道府県まち・ひと・しごと創生戦略及び同法第10条に基づき市町村が策定する市町村まち・ひと・しごと創生戦略をいう。平成28年度末時点で、全ての都道府県及び1,740市区町村（99.9%）において、地方版総合戦略が策定済みである。

(2) 地域経済の好循環・地域の自立促進

地域の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。こうした創意工夫を力強く推進する²⁶ことにより、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による、地域経済の好循環の拡大が期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化に向けた取組に加え、地域の連携を支援し、自立的な地域経営²⁷を確立するとともに、地域の担い手となる人材の確保に向けた取組や、地域の課題解決のための組織の形成・運営を支援する取組を行う²⁸ことが必要である。

おわりに

地方税財政をめぐる当面のあり方に関しては、これまで詳細に述べてきたとおりである。地方自治体は、厳しい財政状況の中、増加が著しい社会保障を含む公共サービスに必要な財源を確保するため、創意と工夫を重ねながら財政運営に努めている。

地方自治体には財政運営を含めて、説明責任を果たす必要があるのは当然のことであるが、国の過度な介入により、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営が損なわれるようなことはあってはならない。

憲法と地方自治法の施行から70年の節目を迎えた今年、1,788の全地方自治体が人口減少や超高齢化という日本が抱える大きな課題の克服

²⁶ 地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指す「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」に取り組む「地域経済好循環推進プロジェクト」が展開されている。

また、地域経済応援ポイントの導入等による、マイナンバーカードを活用した地域の消費拡大方策の展開が図られることとされている。

²⁷ 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」及び「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成が推進されている。

²⁸ 「地域おこし協力隊」の拡充のほか、「移住・交流情報ガーデン」の活用、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施、「地域運営組織」の形成促進などが行われている。

に向け、住民やNPO法人などと連携・協働しながら、一歩、二歩を踏み出した年としても節目となるだろう。

課題の克服には相当長期の取組が必要となる。それこそ今後の「70年」をかけ、次の世代あるいはその次の世代に引き継ぎながらの、息の長い活動にならざるを得ない。そうした覚悟が必要ではないだろうか。

国に求められているのは、列島の隅々まで広がるこうした地方自治体と住民などの活動をしっかり支えることである。地方自治体の声に耳を傾けながら、必要な制度改正や対策を取る。とりわけ財政面での裏付けに万全を期することである。

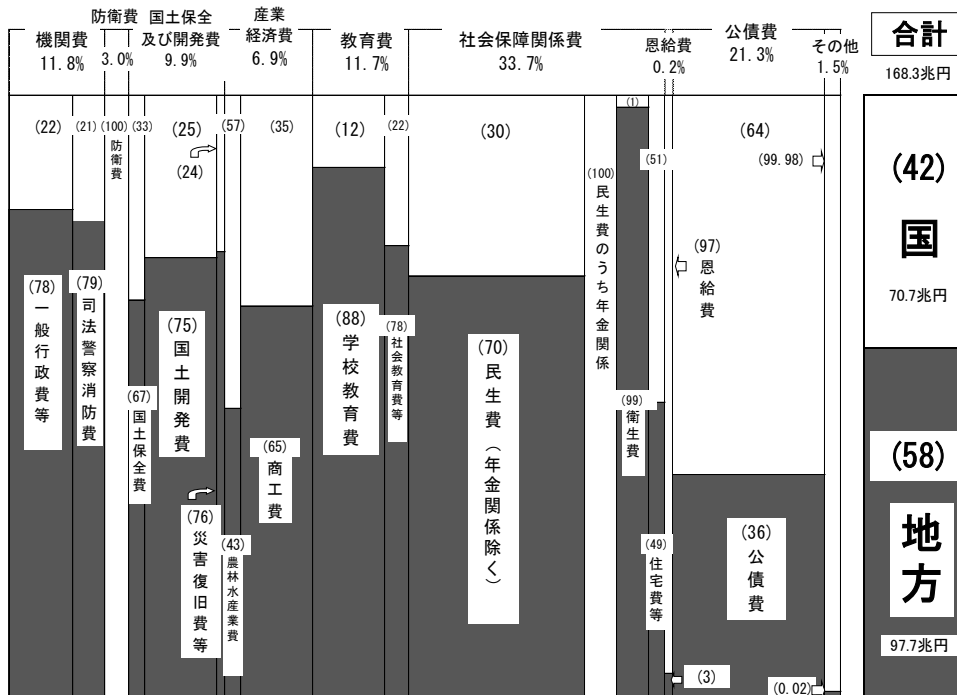
国と地方がそれぞれの役割を担うことにより、未来への展望を切り拓く。そうした希望と認識を共有していかなければならない。

地方財政の果たす役割

資料1

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

- 国と地方の役割分担（平成27年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

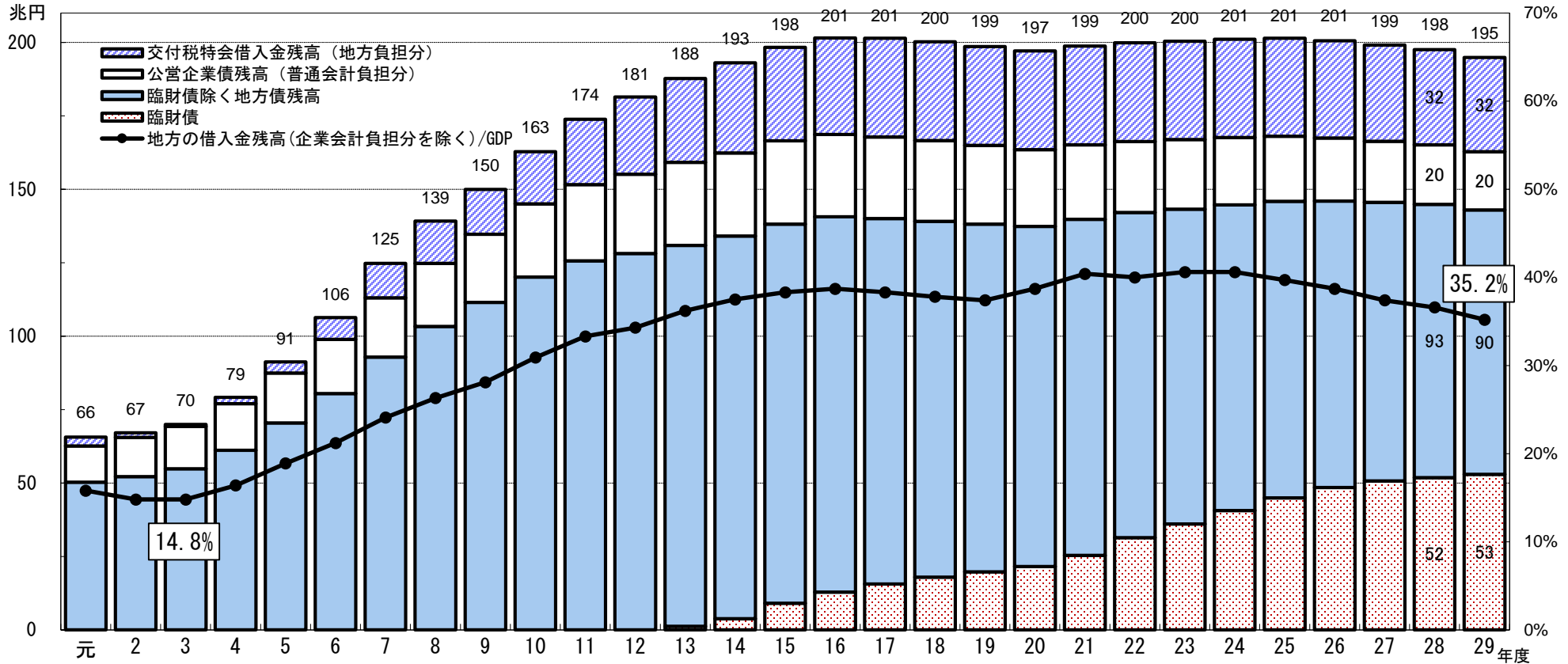
分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域 ○決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政の借入金残高の状況

資料2

○ 地方財政は、29年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成27年度までは実績値、平成28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

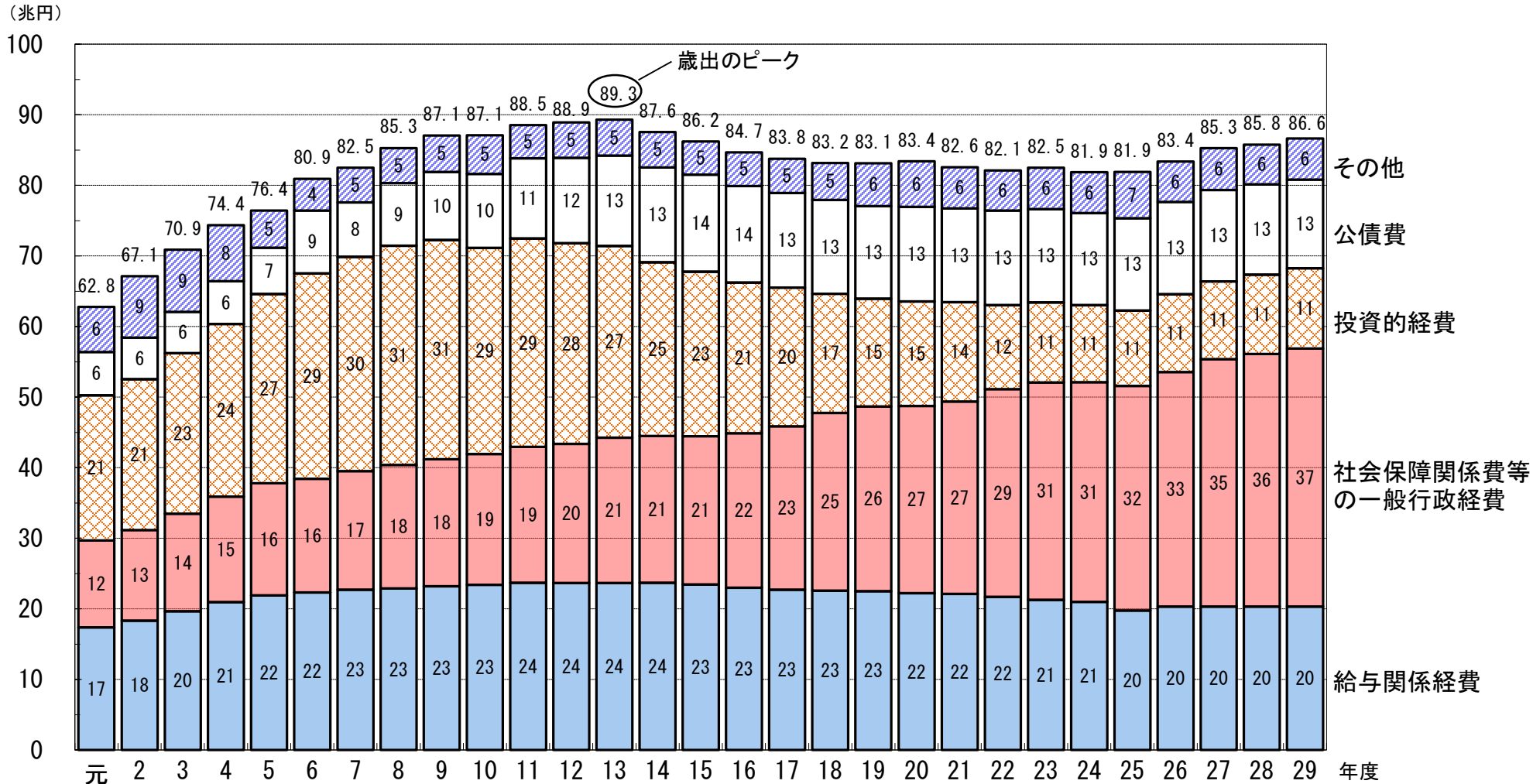
(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23

地方財政計画の歳出の推移

資料3

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

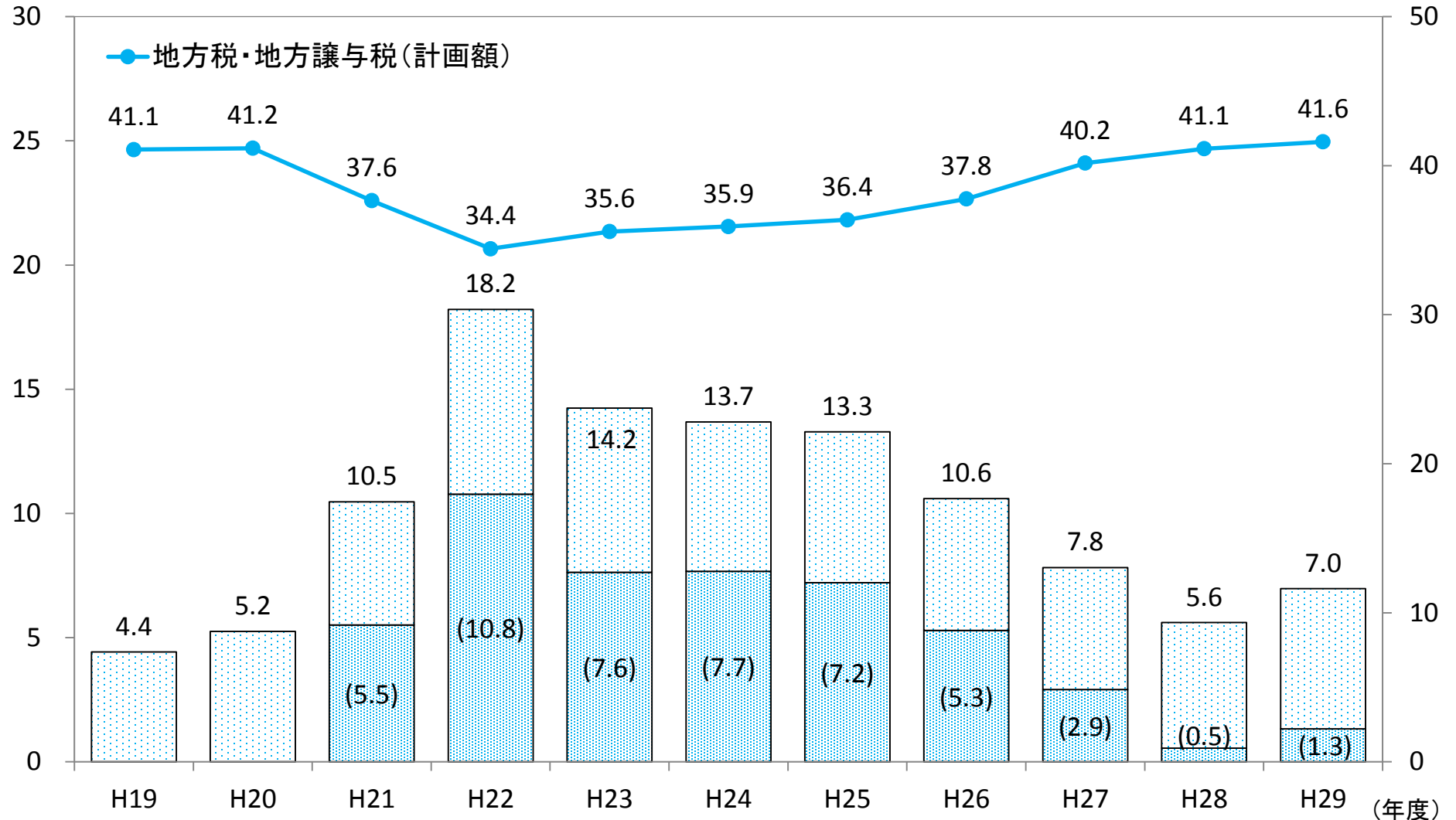


地方の財源不足額と地方税収

資料4

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)



※ ()は折半対象財源不足額

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

資料5

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（平成29年度）【86兆6,198億円】 (単位:億円)

		国 費	地 方 費	注 釈
給与関係経費	補 助	15,521		小中学校教職員等 地方公務員約238万人のうち約77%は 国が定員に関する基準を幅広く定めて いる教育・警察・消防・福祉関係職員 ※ 公営企業等会計部門職員除く
	地方単独		41,160	
	203,209		50,561 ←	
			95,967	
一般行政経費	補 助	88,596		生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等
	地方単独		109,213	
	365,590		1,693	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
			138,520	
	国保・後期高齢者			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道 路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私 学助成、戸籍・住民基本台帳 など </div>
	15,068			
	まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000			
	重点課題対応分 2,500			
	地域経済基盤強化・ 雇用等対策費	1,950		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
	投資的経費	直轄・補助 (公共事業等)		5,590
57,273			26,373	
113,570			25,310	
地方単独				
56,297				
公債費				
125,902				
公営企業繰出金	企業債の元利償還に係るもの		15,863	(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、 いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する 事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
	25,256		9,393	
その他				上下水道、病院(高度医療等)等
30,721				

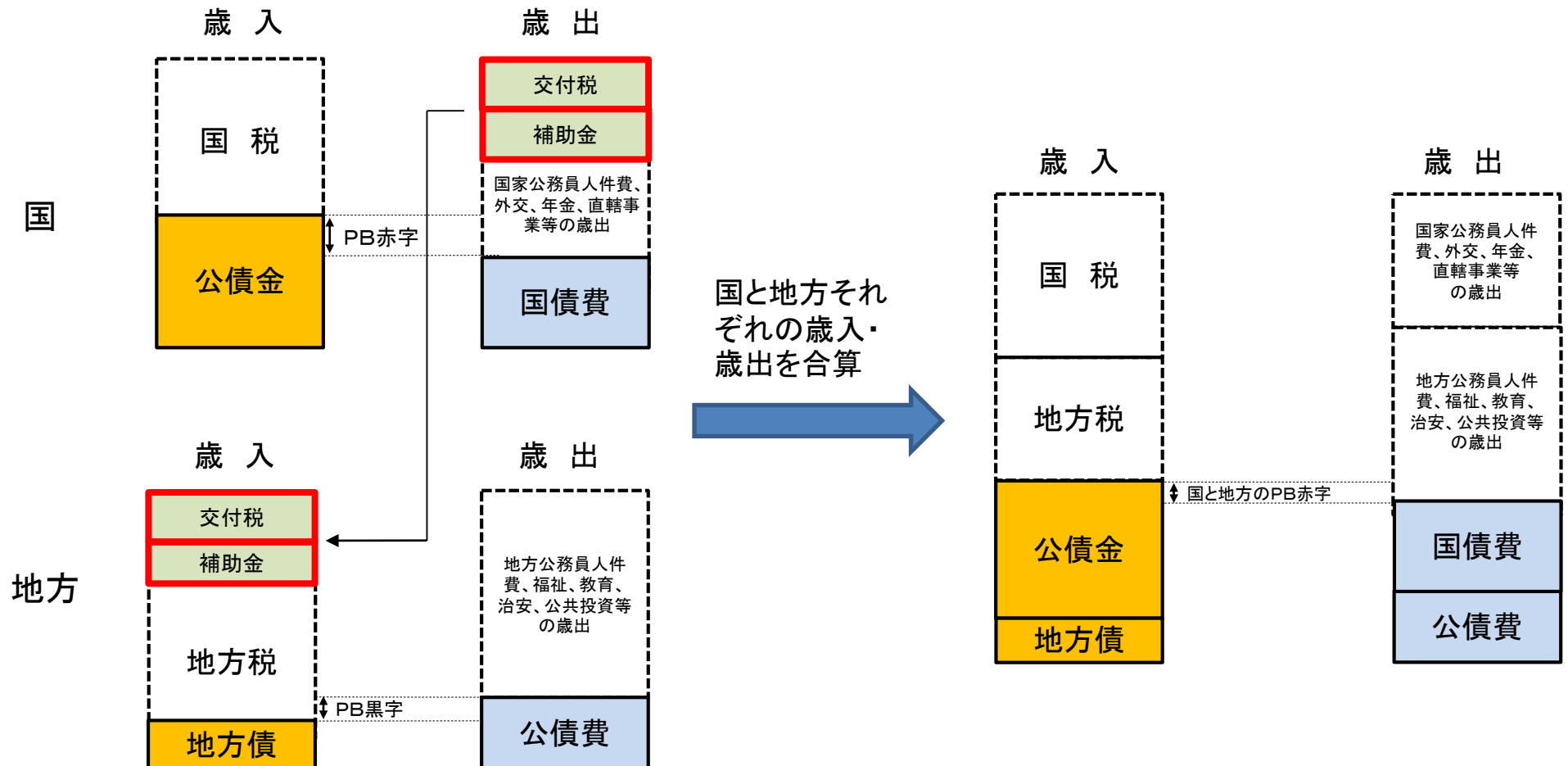
補助等 58.2%
単独 41.8%

直轄事業負担金 4.9%
補助 45.5%
単独 49.6%

プライマリーバランスについて

資料6

- 財政健全化目標は、2020年度(平成32年度)における国と地方を通じたプライマリーバランスの黒字化。
- 地方交付税や補助金は、国から地方への財源移転(中間支出)であることから、それぞれ国における歳出と地方における歳入は相殺され、国と地方を通じたプライマリーバランスに影響を与えない。



地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出: 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方交付税とは

資料8

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄)

第6条の3 (略)

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

○財源不足への対応

年 度	
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補填することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
11	恒久的な減税の補填措置として、たばこ税の移譲、交付税率引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15	折半対象財源不足の1/2は、国が一般会計から加算し、残りは地方が特例地方債(元利償還金の全額を基準財政需要額に算入)を発行することにより補填する等の措置。
16～18	
19～21	※ 平⑬、⑭は特会借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用
22	
23～25	
26～29	
27	地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外。